

令和 3 年 第 4 回
八 潮 市 議 会 定 例 会

条 例 案 の 概 要

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 招 集

議案第98号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市学校給食事業推進専門員の報酬及び費用弁償を定めるための改正

2 内 容
設 置

職名	報酬	費用弁償
八潮市学校給食事業推進 専門員	月額20,000円	1日につき1,000円

3 施行期日

公布の日

議案第 99 号

八潮市手数料条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律による長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額を改定する等するための改正

2 内 容

(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額の改定

登録住宅性能評価機関が作成する確認書又は住宅性能評価書が提出された場合

一戸建ての住宅	新築	改正前 6,000 円	改正後 8,000 円
	増築又は改築	改正前 10,000 円	改正後 13,000 円
共同住宅等 (床面積 500 m ² 以内)	新築	改正前 13,000 円	改正後 17,000 円
	増築又は改築	改正前 21,000 円	改正後 25,000 円

(2) 区分所有住宅の管理者等が選任された場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の新設 2,200 円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 4 年 2 月 20 日

(2) 経過措置

- ① 改正後の規定は、施行日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- ② 改正前の規定（申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律に定める基準に適合していることを示す書類（登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）は、当分の間、なおその効力を有する。

議案第100号

八潮市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市立八幡図書館・公民館大規模改修工事を踏まえ、八潮市立八幡公民館の一部の室名の変更及び使用料の改定をするための改正

2 内 容

(1) 室名の変更

改正前 改正後
 研修室 → 研修室1
 第二会議室 → 研修室2

(2) 室名の変更及び使用料の改定

改正前

室名	使用料			
	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～9時	午前9時～午後9時
第一会議室	1,000円	1,300円	1,600円	3,500円
視聴覚室	1,700円	2,200円	2,700円	5,900円

改正後



室名	使用料			
	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～9時	午前9時～午後9時
多目的室1	1,100円	1,400円	1,800円	3,800円
多目的室2	1,800円	2,300円	3,000円	6,500円

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

改正後の規定は、令和4年4月1日以後の利用について適用する。

議案第101号

八潮市立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

体育館の適切な管理及び運営を図ることを目的として、八潮市立体育館の休館日を追加するための改正

2 内 容

次の施設ごとに、それぞれ休館日を追加する。

- (1) 八潮市文化スポーツセンター
毎月第1、第3及び第5月曜日
- (2) 八潮市立鶴ヶ曽根体育館
毎月第2、第4月曜日

3 施行期日

令和4年4月1日

八潮市屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

屋外広告物の落下、倒壊による事故の防止等を図るため、屋外広告物の設置者等の責務、点検等に関する規定を追加する等するための改正

2 内 容

(1) 責務に係る規定の新設（第3条の2関係）

- ① 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者の責務
- ② 広告主の責務
- ③ 屋外広告業を営む者の責務

(2) 禁止地域の追加（第4条関係）

広告物等の禁止地域に中川周辺地区特定区域を追加する。

(3) 禁止地域における適用除外の追加（第8条関係）

- ① 公共施設に広告物等を設置したもので、その広告料収入をその施設の管理費用等に充てるもの
- ② 法人その他の団体が広告物等を設置したもので、その広告料収入を地域における公共的な取組に要する費用に充てるもの

(4) 管理義務の追加（第16条関係）

- ① 広告物又は掲出物件の所有者若しくはこれを占有する者の管理義務を追加する。
- ② 広告物を良好な状態に保持するために必要な管理方法として「除却」を追加する。

(5) 点検に係る規定の新設（第16条の2関係）

広告物等の劣化及び損傷の状況について、専門知識を有する者に点検させなければならない規定を新設する。

3 施行期日

令和4年4月1日

八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による都市計画法の一部改正を踏まえ、市街化調整区域のうち、既存の集落として指定している区域から浸水ハザードエリアを除外することができることとするための改正

2 内 容

既存の集落として指定している区域から、浸水想定区域のうち、洪水が発生した場合に建物の倒壊、浸水により、住民等の人命等に危害が生じるおそれがある区域を除外することができることとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

施行日前に行われた開発行為等許可の申請に係る許可の基準の適用については、なお従前の例による。